

**抵当権 宅建 H19-07-4 <<#701>>**

**【問】 正誤をつけよ。**

借地人が所有するガソリンスタンド用店舗建物に抵当権を設定した場合、当該建物の従物である地下のタンクや洗車機が抵当権設定当時に存在していれば、抵当権の効力はこれらの従物に及ぶ。

**【答え】 正しい**

**<<ポイント>> 抵当権の効力の及ぶ範囲【宅建 発展】**

**主物に対する抵当権の効力は、従物にも及ぶ。**

⇒ ガソリンスタンドの店舗建物(主物)に対する**抵当権**は、建物価格の4倍以上の価値を有する**地下タンク等の諸設備(従物)**に及ぶ。(最判平 2,4,19)